

仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。以下この節において同じ。）に改め、

「(昭和六十三年法律第百八号)を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三十九条の二十三の第二項本文中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、同項ただし書中「及び」を「並びに」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第三十九条の二十三の第三項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「以外の資産及び」を「以外の資産、」に、「以下この条において同じ。」ごとに「を」次項において同じ。）ごとに「に」改める。

附則第五条第一項各号列記以外の部分中「利益の配当(所得税法)を「利益の配当(同法)に改め、「剰余金の分配」の下に「(同法第九十二条第一項に規定する剰余金の分配をいう。以下この項において同じ。)、金銭の分配(同法第九十二条第一項に規定する金銭の分配をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項第一号中「剰余金の分配」の下に「金銭の分配」を加える。

附則第五条の四の第二項中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第四項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第五条の四の第三項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第八条の四の第三項中「この項において同じ。」の下に「及び特定課税仕入れ(同条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。)」を、「の課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

附則第九条第八項中「政令で定める」を「施行令第七条第十九項に規定する」に改める。

附則第十条の二の四第二項各号列記以外の部分中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する)」に改め、「以下この条」の下に「及び附則第十条の二の六」を加え、同項第一号ア(1)中「以下この条」の下に「及び附則第十条の二の六」を加え、同号ア(3)中「エネルギー消費効率(以下この条)の下に「及び附則第十条の二の六」を加え、「定められたもの(以下この条)の下に「及び附則第十条の二の六」を加え、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第十条の二の六において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に改める。

附則第十条の二の六第一項第四号ア中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号ア(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十条の二の六第一項第六号イ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改める。

附則第十三条の三の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の特例)

第十三条の四 租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座(以下この項及び附則第二十条の二の第二項において「未成年者口座」という。)を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項及び附則第二十条の二の第二項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第九条の九第二項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十三条第一項第六号及び第三十八条の二十三の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは、「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

第二十条の二の二 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十八条の二十六第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十三条第一項第七号及び第三十八条の二十九の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第三十八条の二十九において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第三十八条の二十九中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」

とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「」に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の第十四項第一号に規定する金融商品取引業者等」とする。

3 前二項の規定の適用については、法附則第三十五条の三の第四項に規定するところによる。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第三十一条の四を第三十一条の五とし、第三十一条の三を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における県民税の所得割の徴収猶予)

第三十一条の二 法第三百二十一条の七の十二の規定により市町村長が市町村民税の所得割の徴収を猶予した場合においては、当該所得割の納税義務者に係る県民税の所得割の徴収についても当該市町村民税の所得割に対する当該猶予に係る市町村民税の所得割の割合と同じ割合によつて猶予されたものとする。

第三十八条第四項中「場合を除く。」の下に「又は第四百四十四条の第三項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

第三十八条の六第一項中「条約(以下)の下に「第三十九条の十七の二を除き」を加え、「又は第六十七条の十八第十項」を「及び第六十七条の十八第十項」に改め、「準用する場合を含む。」の下に「以下この項及び」を加え、同項ただし書中「当該法人税割額」の下に「又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税割額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税割額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法七十二條の三十九第一項若しくは第二項若しくは法七十二條の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加える。

第三十八條の七第一項中「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「当該法人税割額」の下に「又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八條の八十八第八項第一号に掲げる更正決定に係る法人税割額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税割額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が法七十二條の三十九第一項若しくは第二項若しくは法七十二條の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加える。

第三十九條の七第一項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号イ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ウの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号ア中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号イ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ウ中「百分の六」

を「百分の四・八」に改める。

第三十九條の十二の三第一項中「又は第六十七條の十八第十項」を「及び第六十七條の十八第十項」に改め、「準用する場合を含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税割額に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税割額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改める。

第三十九條の十二の四第一項中「含む。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第六十八條の八十八第八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税割額に係る個別帰属法人税割額に基づいて法第五十三条第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る連結法人税割額に係る個別帰属法人税割額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改める。

第三十九條の十七の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予)

第三十九條の十七の二 事業を行う個人が租税条約(所得税法第六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。)の規定に基づき当該個人に係る租税条約の我が国以外の締約国又は締約者(以下この項において「条約相手国等」という。)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第四十条の三の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議(以下この項において「相互協議」という。)の申入れがあつた場合には、知事は、当該申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第十二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の計算の基礎となつた所得に基づいて課された事業税額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限(法七十二條の六十六第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づき租税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて事業税を課した日(当該合意がない場合その他の施行令第三十五条の四の二第一項で定める場合にあつては、同項に掲げる日)の翌日から一月を経過する日までの期間に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該事業税額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、法第七十二条の五十七の二第二項から第六項まで

に規定するところによる。

附則第五条の四第一項第二号ウ中「(同法第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第十条の二の二」を削り、「第十条の五」を「第十条の五の四」に、「第十条の五の五」を「第十条の六」に改める。

附則第八条に次の一項を加える。

10 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律(平成十七年法律第四十八号)附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における第三十九条の四第一項第二号の各事業年度の収入金額は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令附則第六条の二第六項に規定するものを控除した金額による。

附則第八条の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の二・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則第十条の二を次のように改める。

第十条の二 削除

附則第十条の四第一項中「第二条第十六項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第十三条の四第一項中「及び附則第二十条の二の二第二項において「未成年者口座」を」、「附則第二十条の二の二及び附則第二十条の二の三第一項において「未成年者口座」に、「及び附則第二十条の二の二第二項において「契約不履行等事由」を」、「附則第二十条の二の二第三項及び第八項並びに附則第二十条の二の三第一項において「契約不履行等事由」に改める。

附則第二十条の二の二を附則第二十条の二の三とし、附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例)

第二十条の二の二 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号に規定する未成年者口座管理契約(以下この条において「未成年者口座管理契約」という。)に基づき同法第三十七条の十四の二第一項各号に規定する未成年者口座内上場株式等(以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、施行令附則第十八条の六の三第一項の規定により読み替えて準用する施行令附則第十八条の六の二第二項に規定するところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これ

らの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この条において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第十八条の六の三第二項の規定により読み替えて準用する施行令附則第十八条の六の二第二項に規定する金額(以下この条において「払出し時の金額」という。)により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取付た県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同銘柄の株式等を取付たものとそれぞれみなして、前項及び附則第十九条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

3 未成年者口座及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第十八条の六の三第三項の規定により読み替えて準用する施行令附則第十八条の六の二第一項に規定するところにより、租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲

渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第二号へ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三條第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5 前各項の規定の適用については、法附則第三十五條の三の第五項に規定するところによる。

（福島県条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 福島県条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第八条中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に改め、「及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

附則第九条中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に改める。

附則第十条及び第十一条中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「二十九年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「二十七年経過措置対象課税仕入れ等」を「二十九年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第十二条中「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に、「二十七年旧条例」を「二十九年旧条例」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「二十七年新条例」を「二十九年新条例」に改め、「以下この条において同じ」を削り、「十七分の十」を「十九分の十」に、「十七分の七」を「十九分の九」に改め、同条第二項を削る。

（福島県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 福島県条例等の一部を改正する条例（平成二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第十三條の二」を「附則第十三條の三」に改め、同条のうち福島県条例附則第十九條の二第二項の改正規定中「次條」の下に「及び附則第二十條の二」を、「附則第二十條の二及び附則第二十條の二の二」を加える。

附則第一条第四号中「第十三條の二」を「第十三條の三」に改める。

第五条 福島県条例等の一部を改正する条例（平成二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち福島県条例第二十三條第三項の改正規定中「法人税法第二條第十二號の十八」を「法第二十三條第一項第十八號」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福島県条例附則第五條の四の二、第五條の四の三、第九條、第十條の二の四及び第十條の二の六の改正規定並びに第二条中福島県条例附則第五條の四の改正規定（「第十條の五の五」を「第十條の六」に改める部分に限る。）並びに第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条及び第五條の規定。公布の日

二 第一条中福島県条例第三十九條の二二三の二及び第三十九條の二三の三の改正規定並びに同条例附則第八條の四の三の改正規定並びに第三条中福島県条例の一部を改正する条例附則第八條の改正規定（「及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える部分に限る。）並びに附則第五條の規定。平成二十七年十月一日

三 第二条（第一号及び次号から第七号までに掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条第三項、第四条（第六項及び第七項を除く。）及び第六条の規定。平成二十八年四月一日

四 第二条中福島県条例附則第五條の四の改正規定（「第十條の五の五」を「第十條の六」に改める部分を除く。）、同条例附則第十三條の四及び第十九條の二の二の改正規定並びに同条例附則第二十條の二の二を附則第二十條の二の三とし、附則第二十條の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第三条第一項の規定。平成二十九年一月一日

五 第二条中福島県条例第三十一條の四を第三十一條の五とし、第三十一條の三を第三十一條の四とし、第三十一條の二を第三十一條の三とし、第三十一條の次に一

条を加える改正規定、第三十八条の六第一項の改正規定（「条約（以下）」の下に「第三十九条の十七の二を除き」を加える部分に限る。）及び第三十九条の十七の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第二項及び第四条第六項の規定 平成三十年一月一日

六 第二条中福島県条例附則第八条に一項を加える改正規定及び附則第四条第七項の規定 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

七 第二条中福島県条例附則第十条の四の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）第二十四条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十八条の二十三の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき地方税法等改正法附則第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の福島県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の福島県条例（以下「三十年新条例」という。）第三十一条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に地方税法等改正法附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百二十一条の七の十二第一項の規定により市町村民税の所得割の徴収を猶予した場合について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の福島県条例（以下「二十八年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、二十八年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 二十八年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において

事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の二十八年新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。以下この条において同じ。）で除して計算した金額。以下この条において「調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、二十八年新条例第三十九条の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について地方税法等改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）第七十一条の二十五の規定によって納付すべき事業税額、二十八年新法第七十二条の二十八の規定によって納付すべき事業税額又は二十八年新法第七十二条の二十九の規定によって納付すべき事業税額（以下この条において「事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の二十八年新条例第三十九条の四第一項第一号アに規定する付加価値額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の福島県条例（以下「二十八年旧条例」という。）第三十九条の七第一項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の二十八年新条例第三十九条の四第一項第一号イに規定する資本金等の額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例第三十九条の七第一項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の二十八年新条例第三十九条の四第一項第一号ウに規定する所得を二十八年新条例第三十九条の七第一項第一号ウの表の上欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に

5

あつては、二十八年新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる二十八年旧条例第三十九条の七第一項第一号ウの表の下欄に掲げる税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 二十八年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 二十八年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、二十八年新条例第三十九条の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例第三十九条の七第三項第一号アに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例第三十九条の七第三項第一号イに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の二十八年新条例第三十九条の四第一項第一号ウに規定する所得を二十八年新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における二十八年旧条例第三十九条の七第三項第一号ウに規定する税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二十八年新条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人で、調整後付加価値額が三

十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

6 三十年新条例第三十九条の十七の二の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に三十年新条例第三十九条の十七の二第一項の申請が行われる場合について適用する。

7 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の福島県条例附則第八条第十項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第五条 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第六条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった二十八年旧条例附則第十条の二に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係るたばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、二十八年新条例第四十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率は、二十八年新条例第四十一条の四の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

第七項の表以外の部分	同項	同項	同項及び第十項において準用する第四項
	第三項	第九項	
第六項	第四項	第十項において準用する第四項	
	附則第十二条第五項	附則第十二条第十項において準用する同条第五項	
第五項	前項	第十項において準用する第四項	
	第三項	第九項	
第四項第二号	前項	第九項	
	前項	第九項	
第四項	前項に	第九項に	
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日	

10 製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

第四項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項の表第四十一条の九第一項の項及び第四十一条の九第二項の項	附則第六条第四項	附則第六条第十項において準用する同条第四項
	第七項の表第四十一条の九の二の項	附則第六条第四項
第八項	第三項	第九項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第五項	前項	第十項において準用する第四項
	第三項	第十一項
第四項第二号	前項	第十一項
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第四項	前項に	第十一項に
	附則第十二条第四項	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項

11 平成三十年四月一日前に二十八年新条例第四十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき百五十円とする。

12 第四項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

13 平成三十一年四月一日前に二十八年新条例第四十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

第八項	第七項の表以外の部分 の九の二の項	第三項	附則第六條第四項	附則第六條第十二項において準用する同條第四項	附則第五十二條第二項	附則第五十二條第二項において準用する同條第二項
		平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日	附則第六條第十二項において準用する同條第四項	附則第十二條第五項	附則第十二條第十二項において準用する同條第五項
第七項の表以外の部分	第七項の表第四十一條の九第一項の項及び第四十一條の九第二項の項	第三項	同項	同項及び第十二項において準用する第四項	第十一項	第十一項
		平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日	第十二項において準用する第四項	第十二項	第十二項において準用する第四項
第六項	第六項	第四項	同項	同項	第十二項	第十二項
		平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日	第十二項	第十二項	第十二項

14 第四項から第八項までの規定は、前項の規定によりたばこ税を課する場合については、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項の表以外の部分	第六項	第四項	附則第十二條第五項	附則第十二條第十四項において準用する同條第五項	附則第十二條第二項	附則第十二條第二項
		平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日	附則第十二條第十四項において準用する同條第五項	附則第十二條第二項	附則第十二條第二項
第七項の表第四十一條の九第一項の項及び第四十一條の九第二項の項	第七項の表以外の部分	第三項	同項	同項及び第十四項において準用する第四項	第十三項	第十三項
		平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日	第十四項において準用する第四項	第十三項	第十三項
第五項	第五項	第三項	前項	第十四項において準用する第四項	第十三項	第十三項
		平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日	第十四項において準用する第四項	第十三項	第十三項
第四項第二号	第四項	前項	前項	第十四項において準用する第四項	第十三項	第十三項
		平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日	第十四項において準用する第四項	第十三項	第十三項

第八項	第七項の表第四十一條の九の二の項		附則第六條第四項	附則第六條第十四項において準用する同條第四項
	第三項	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日	
	第十三項			

(税 務 課)

福島県条例第七十七号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号を次のように改める。

七 産業振興施策促進区域 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第八條第四項

第一号に規定する産業振興施策促進区域をいう。

第五條第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「超えるもの(以下)の下に「この項において」を加える。

第九條の見出し中「振興山村の区域」を「産業振興施策促進区域」に改め、同条中「振興山村の区域内において、平成三年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に行われた山村振興法第十二條第一項の認定(同条第五項の認定を含む。)に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画に従つて、当該認定の日(以下この条において「認定日」という。)から三年以内に、同項第一号及び第二号イに規定する事業の用に供する設備を新設し、又は増設した青色申告者等である同条第五項に規定する認定法人」を「山村振興法第八條の四第一項に規定する特定振興山村市町村の同法第八條第一項に規定する山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内において、当該山村振興計画に記載された同条第四項第四号に掲げる期間(以下「計画期間」という。)の初日から平成二十九年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第七條第一項の規定により同項に規定する振興山村として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。)に、当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 租税特別措置法第十二條第三項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)又は第四十五條第二項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける山村振興法第十四條に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下この項において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋及びその

敷地である土地の取得(計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 百分の〇・四

ア 山村振興法第十四條に規定する地域資源を活用する製造業(産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。) 五百万円(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十八條の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円を超える租税特別措置法第四十二條の四第二項に規定する中小企業者にあつては千万円)以上のもの

イ 山村振興法第十四條に規定する農林水産物等販売業(産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。) 五百万円以上のもの

第九條第二号中「家屋及び償却資産」の下に「(所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第六條第一号及び第三号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十三條第一号及び第三号に掲げるものに限る。)」を加える。

第九條の六第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2 改正前の福島県税特別措置条例(以下「旧条例」という。)第九條の規定は、山村振興法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七号)による改正前の山村振興法(以下「旧法」という。)第十二條第一項第一号及び第二号イに規定する事業の用に供する設備を旧条例第二條第七号に規定する振興山村の区域内で平成二十七年三月三十一日以前に新設し、又は増設した青色申告者等(福島県税特別措置条例第二條第十二号に規定する青色申告者等をいう。)である認定法人(旧法第十二條第五項に規定する認定法人をいう。)に係る不動産取得税又は固定資産税については、なおその効力を有する。

(税 務 課)

福島県条例第七十八号

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第六十四條」を「第七十四條」に、「第六十五條」を「第七十五條」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第七十九号

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

福島県企業立地促進区域及び避難解除区域等における県税の課税免除に関する条例(平成二十五年福島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定められた」を「係る」に、「係る」を「おける」に改める。

第二条中「福島復興再生特別措置法第二十五条及び第二十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改める。

第三条中「第二十八条」を「第三十八条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(税 務 課)

福島県条例第八十号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例(平成十三年福島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) 附則第八条の第二項第一号」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 附則第七條の第三項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第八十一号

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) 第八十条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 第四十七条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の福島県職員の退職手当に関する条例第三条第二項に規定する特定傷病に該当する傷病の状態にあった者が施行日以後に当該傷病により退職したときは、改正後の福島県職員の退職手当に関する条例第三条第二項に規定する特定傷病により退職した者とみなす。
(職員業務課福利厚生室)

福島県条例第八十二号

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例)

第一条 福島県個人情報保護条例(平成六年福島県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「公文書をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の二号を加える。

六 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

七 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第七条の次に次の一条を加える。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第七条の二 実施機関は、番号法第十九条各号(第七号を除く。)のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第二十一条の四第一項第一号中「又は第八条第三項」を「第八条第三項」に改め、「保有されているとき」の下に「、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第二号中「第七条」の下に「又は第七条の二」を加える。

第二条 福島県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「保有個人情報」の下に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第七条の二 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難で

あるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第十一条第二項、第十二条第二号及び第十四条第二項中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第二十一条の四第一項第一号中「第二項」の下に「若しくは第七条の二」を加え、同項第二号中「第七条の二」を「第七条の三」に改める。

第二十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、開示、訂正又は利用停止を求めようとする個人情報、実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報である場合は、この限りでない。

第三条 福島県個人情報保護条例の一部を次に改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報を用いる。

第七条の二第一項中「保有特定個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第七条の三中「(第七号を除く。)」を削り、同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

(情報提供等記録の利用の制限)

第七条の三 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

第十五条の二第一項中「保有個人情報」の下に「情報提供等記録である場合を除き、開示請求に係る保有個人情報」を加える。

第二十一条の二第一項中「保有個人情報」の下に「情報提供等記録である場合を除き、訂正請求に係る保有個人情報」を加える。

第二十一条の三中「提供先」の下に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第二十一条の四第一項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の下に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同項第一号中「若しくは第七条の二」を「第七条の二若しくは第七条の三」に改め、同項第二号中「第七条の三」を「第七条の四」に改める。

第二十五条第一項ただし書中「特定個人情報」の下に「又は情報提供等記録」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十

八年一月一日から、第三条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(文書法務課)

福島県条例第八十三号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改める。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」に改め、同条を第四条とし、第七条を第五条とする。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第八十四号

福島県帰還環境整備交付金基金条例

(設置)

第一条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等の実施に要する資金として同条第三項に規定する帰還環境整備交付金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県帰還環境整備交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(避難地域復興課)

福島県条例第八十五号

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第八十六号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第十二條第一項第四号イに規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は同号イに規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームをいう。）を「指定特定施設入居者生活介護（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号以下「省令」という。）第十二條第一項第四号イに規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（省令第十二條第一項第四号イに規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。））又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（省令第十二條第一項第四号イに規定する指定介護予防特定施設入居

者生活介護をいう。）を行う養護老人ホームであつて、生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第八十七号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「までの間」の下に「（正規の修業期間に限る。）」を加える。

第四条の表中「第二条第一号ア及びイに掲げる養成施設」を「第二条第一号に掲げる保健師、助産師及び看護師養成施設」に、「第二条第一号ウに掲げる養成施設」を「第二条第一号に掲げる准看護師養成施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第八十八号

福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

福島県食品衛生法施行条例（平成十二年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項カ(7)中「アレルギー性物質（食品衛生法第十九條第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第一条第二項第七号に規定する特定原材料をいう。）」を「アレルゲン（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項の表に規定する特定原材料をいう。）」に改める。別表第四に次のように加える。

二十五 法第四十八條第六項第三号及び政令第十五條の規定に基づく食品衛生管理者養成施設の登録の申請者	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	十五万円
二十六 法第四十八條第六項第四号及び政令第二十一條の規定に基づく食品衛生管理者講習会の登録の申請者	食品衛生管理者講習会登録申請手数料	九万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第八十九号

福島県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

一部を改正する条例

福島県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係手数料条例(平成十二年福島県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、三の項を五の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 法第十二条第五項第三号の規定に基づく養成施設の登録を受けようとする者	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料	一件につき十五万円
四 法第十二条第五項第四号の規定に基づく講習会の登録を受けようとする者	食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料	一件につき九万円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第九十号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第九十一号

ふくしま医療機器開発支援センター条例(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき、医療機器関連産業の発展を図ることにより、県内の産業の振興に資するため、ふくしま医療機器開発支援センター(以下「医療機器開発支援センター」という。)

を設置する。

(位置)

第二条 医療機器開発支援センターは、郡山市富田町字満水田二十七番八に置く。

(業務)

第三条 医療機器開発支援センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- 一 医療機器の安全性評価に関すること。
- 二 医療機器に関する事業者間の仲介に関すること。
- 三 医療機器に関する研究開発への助言、事業化支援及び情報発信に関すること。
- 四 医療機器に関する人材育成及び訓練に関すること。
- 五 医療機器開発支援センターの施設及び附属設備の利用に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第四条 医療機器開発支援センターの管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第五条 指定管理者が行う業務の範囲等)

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 医療機器開発支援センターの維持管理に関すること。
 - 三 医療機器開発支援センターの使用の承認に関すること。
 - 四 医療機器開発支援センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。
 - 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
 - 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)その他の情報を適切に取り扱わなければならない。
- (使用の承認)
- 第六条 医療機器開発支援センターの施設及び附属設備のうち、別表に掲げるもの(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認をしてはならない。
 - 一 医療機器開発支援センターにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - 二 医療機器開発支援センターの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するお

それがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

3 指定管理者は、第一項の承認に医療機器開発支援センターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第七条 指定管理者は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。

四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 災害その他の事故により前条第一項の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。

二 工事その他医療機器開発支援センターの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(利用料金)

第八条 使用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

(利用料金の免除)

第九条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金不返還の原則)

第十条 既に納めた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第十一条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復)

第十二条 使用者は、施設等の使用を終了したとき（第七条の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があったためその使用を中止したときを含む。）は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第十三条 医療機器開発支援センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

一 医療機器開発支援センターの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 物品を販売し、又は頒布しないこと（指定管理者の許可を受けた場合を除く。）。

三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。

四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項

(入館の規制等)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

一 前条の規定に違反した者

二 医療機器開発支援センターの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するお

それのある者

三 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、医療機器開発支援センターの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第六条、第八条関係）

一 施設関係

1 基本使用料

施設の別	使用単位		金 額
	午前	午後	
大研修室	午前	午後	一一一、〇〇〇円
	午後	夜間	一一一、〇〇〇円
	夜間	超過時間 (二時間につき)	二二六、四〇〇円
小研修室1	午前	超過時間 (二時間につき)	七、二〇〇円
	午前		一七、二〇〇円

種 別	金 額	2 特別使用料		小研修室3			小研修室2					
		模擬手術室	技術開発室	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)	午後	夜間	超過時間 (一時間につき)			
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額	全日につき	一月につき	七、五〇〇円	九、〇〇〇円	二、五〇〇円	七、五〇〇円	一六、二〇〇円	一六、二〇〇円	五、六〇〇円	二〇、七〇〇円	一七、二〇〇円
		超過時間 (一時間につき)	四二九、一〇〇円	九六、〇〇〇円	七、五〇〇円	七、五〇〇円	七、五〇〇円	一九、四〇〇円	一六、二〇〇円	一六、二〇〇円	二〇、七〇〇円	一七、二〇〇円

準備等使用料

施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額

備考

- 基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」及び「全日」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう(以下同じ)。(1) 午前 午前九時から午後一時までの時間 (2) 午後 午後一時から午後五時までの時間 (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間 (4) 全日 午前九時から午後九時までの時間 (5) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間(講演会その他の催しの準備又は整理のために使用する場合に限る。)
- 特別使用料の種類の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、研修室又は模擬手術室を使用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。
(1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
(2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。
- 特別使用料の種類の欄中「準備等使用料」とあるのは、研修室又は模擬手術室を研修又は模擬手術の準備のために使用する場合の使用料をいう。
- 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて計算する。
- この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを、切り捨てる。
- 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあつては、展示物、器材等の保管のための使用に係る夜間及び超過時間の利用料金は、徴収しない。

二 附属設備関係

附属設備の別	使用単位	金 額
研修室附属設備(規則で定めるもの。)	午前、午後又は夜間につき	三七、二〇〇円の範囲内で規則で定める額
模擬手術室附属設備(規則で定めるもの。)	全日につき	二九一、一〇〇円の範囲内で規則で定める額

備考 使用時間に、使用単位に定める使用時間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間に切り上げて計算する。

三 評価試験等

種 類	単 位	金 額
電気・物性試験	一試験単位につき	一一六、七〇〇円
環境試験	一試験単位につき	四九、八〇〇円
寸法・形状測定	一測定単位につき	三九、三〇〇円
分析	一測定単位につき	一一一、九〇〇円
埋植試験	一試験単位につき	一、〇六八、二〇〇円
実験動物飼育管理	一頭一日につき	五、五〇〇円
実験動物特別管理	一頭一回につき	三五、九〇〇円
試料調整その他	一試料につき	三九、八〇〇円

備考

- 1 評価試験等の単位の欄中「一日」とあるのは、午前零時から午後十二時までをいう。
- 2 使用単位に定める一日に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める一日に切り上げて計算する。
- 3 埋植試験に用いる動物の購入費用及び輸送に要する費用については含まない。
- 4 実験動物特別管理とは、実験動物の管理に関して、利用者の希望に応じて行われる検査及び測定等をいう。

(産業創出課医療関連産業集積推進室)

福島県条例第九十二号

福島県特別通訳案内士登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県特別通訳案内士登録申請等手数料条例(平成二十五年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「第四十条第七項」を「第六十三条第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(観光交流課)

福島県条例第九十三号

福島県農業総合センター条例及び福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料条例の一部を改正する条例

(福島県農業総合センター条例の一部改正)

第一条 福島県農業総合センター条例(平成十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

第二条 福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料条例(平成十八年福島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同表二の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則」を「農林物資の規格化等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境保全農業課)

福島県条例第九十四号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第五項中「第二十九条第一項」を「第二十七条に規定する特定帰還者及び第三十九条」に改める。

別表第一の一の表福島県営花見山団地の項の次に次のように加える。

福島県営飯坂団地

福島市

別表第一の一の表福島県営東原団地の項の次に次のように加える。

福島県営鶴見垣団地

郡山市

別表第一の一の表に次のように加える。

福島県営八幡小路団地

いわき市

別表第二福島県営花見山団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県営飯坂団地駐車場

福島市

二千円

別表第二「福島県営東原団地駐車場の項の次に次のように加える。

福島県営鶴見垣団地駐車場

郡山市

二千五百円

別表第二に次のように加える。

福島県営八幡小路団地駐車場

いわき市

二千円

別表第三備考中「第二十九条第一項」を「第二十七条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第九十五号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二六人」を「二七人」に、「二四四人」を「二四五人」に、「一、九一四人」を「一、九二四人」に、「一、〇〇三人」を「一、〇〇八人」に、「三、七八一人」を「三、七九八人」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「平成二十七年四月一日から」を削り、同項の表中「二五六人」を「二五七人」に、「二、〇七〇人」を「二、〇八一一人」に、「一、〇八五人」を「一、〇九〇人」に、「四、〇三六人」を「四、〇五三人」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項の表中「二五五人」を「二五六人」に、「二、〇六一一人」を「二、〇七一人」に、「一、〇八〇人」を「一、〇八六人」に、「四、〇二二人」を「四、〇三八人」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(警 務 課)